

横浜市農業委員会委員候補者評価会議運営要綱

制 定 平成 28 年 10 月 25 日 環創農第 696 号 (局長決裁)
改 正 令和元年 8 月 21 日 環創農第 600 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市農業委員会委員候補者評価会議（以下「会議」という。）の役割その他必要な事項について定める。

(役割)

第 2 条 会議は、農業委員会委員候補者（以下、「候補者」という。）を選定するため、農業者等からの推薦を受けた者及び自ら申込んだ者について、評価及び選考を行う。

(会議の委員)

第 3 条 会議の委員は、次の者とする。

- (1) 環境創造局みどりアップ推進部農政担当部長
- (2) 環境創造局みどりアップ推進部農政推進課長
- (3) 環境創造局みどりアップ推進部農政推進課担当課長
- (4) 環境創造局みどりアップ推進部農業振興課長
- (5) 横浜市中心農業委員会事務長
- (6) 横浜市南西部農業委員会事務長

2 会議では、必要に応じ外部の意見を聞くことができる。

(会議の成立要件)

第 4 条 会議は、出席した委員数が委員総数の過半数により成立する。

(事務局)

第 5 条 会議の事務局を環境創造局農政推進課に置く。

(議長)

第 6 条 会議の議長は、農政担当部長がこれにあたる。

(招集)

第 7 条 会議は、候補者を選定するときに必要に応じ議長が招集する。

(評価・選考方法)

第 8 条 会議は、横浜市農業委員会委員候補者の選定に関する要綱第 3 条における申込書の書面評価を行うものとし、必要に応じて、面接その他適当な方法による評価を行うことができる。

2 推薦を受けた者及び自ら申込んだ者の合計数が募集人数を超えるときは、前項の規定に基づき、別紙採点基準により採点する。なお、採点は、1 申込者につき、第 3 条に定める委員の半数以上が行うこととし、採点を行った委員は、採点結果を会議に提出する。

3 会議の意見は、出席した委員の過半数をもって決する。

(評価基準)

第9条 評価は、次にあげる基準で行う。

(1) 農業委員会の構成上の基準

- ア 認定農業者等が過半数を占めること
- イ 利害関係を有しない者を含むこと
- ウ 地域等に著しい偏りが生じないよう配慮すること

(2) 農業委員会の構成上の基準に関する措置

会議の意見決定にあたっては、まず前号ア及びイの基準を満たすまで、基準に該当する候補者を選定し、次いでその他の者を選定することができる。

(3) 候補者の評価基準

- ア 候補者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であること
- イ 候補者は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- ウ 候補者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成28年11月1日より施行する。

附則 この要綱は、令和元年11月1日より施行する。

採点基準

1 採点方法等

- (1) 横浜市農業委員会委員候補者評価会議運営要綱第8条第2項の規定に基づき、採点者は「2 採点基準表」により採点する。
- (2) 採点にあたっては、必要に応じ、関係者からの意見の聴取等（候補者の面接を含む）を行うことができる。

2 採点基準表

採点項目	採点の視点	点数
1 農業に関する経験や識見	農業従事経歴・学歴など	
2 農業経営に関する経験や識見	農業経営規模や農業経営に関する取組など	
3 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関し職務を適切に行うことができること	農業委員会や農業団体等での農地等の利用の最適化の推進に関する経験・活動など	
4 農業委員会の所掌に属する職務を適切に行うことができること	農業委員会や農業団体等での農業委員会業務に関する経験・活動など	
5 本人の考え（熱意）	・農業委員会業務に対する熱意 ・抱負、申込み、及び推薦を受ける理由の妥当性 など	

採点項目ごとに3段階（1点、2点、3点）で採点する。